

欧洲連合（EU）の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

欧洲連合（英語では「European Union」。以下「EU」という）は、経済・通貨、外交・安全保障、警察・司法等の幅広い分野において協力を進めることを目的として設立された超国家の政治・経済統合体である。EUのモットーは、「多様性の中の統合」（United in diversity）であり、これは、多くの主権国家、言語、文化を尊重しつつ欧洲の統合を進めていくという理念を示している²。

欧洲は、第二次世界大戦を含め、幾度となく戦争の悲劇に見舞われてきた。戦争の繰り返しに終止符を打つべく、1950年に、当時のフランス外相であったロベール・シューマンは、ジャン・モネの提案に基づき、当時の軍事力の基礎となっていた「石炭」と「鉄鋼」の産業部門を共同管理する超国家的機構の創設を提唱した（「シューマン宣言」）。そして、1952年、シューマンの考えに賛同したフランス、西ドイツ、ベルギー、イタリア、ルクセンブルク及びオランダが、「欧洲石炭鉄鋼共同体」（ECSC）を設立した。1957年には「欧洲経済共同体」（EEC）が設立され、その後いくつもの基本条約の改定及び加盟国の増加を経た³。そして、1993年11月1日、欧洲共同体（EC）に加盟する12か国により批准されたEU条約（マーストリヒト条約）の発効に基づき、EUが創設された。

その後、EU条約は、アムステルダム条約（1999年5月1日発効）、ニース条約（2003年2月1日発効）、リスボン条約（2009年12月1日発効）等により改正してきた。

現在のEUは、リスボン条約により改正されたEU条約及びEU機能条約（以下、これら2つの条約を「EU基本条約」と総称する）に基づき運営されている。即ち、各加盟国はEU基本条約に基づき権限をEUに委譲し、EUは移譲された権限の範囲内で様々な権限を行使することができることとされている。

2016年12月15日現在のEUの加盟国は28か国であり、24の公用語がある。単一通貨ユーロを採用している国は、19か国である。EUは5億人以上という大きな人口を擁する。

EUの法制度は、実際上、日本を含む世界中の国・地域の法制度に大きな影響を及ぼしている。その意味で、EUの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.euinjapan.jp/union/what-is-history/>

³ <http://www.euinjapan.jp/union/what-is-history/>

要であるといえよう。

II 統治機構

1 概要

EU の主な機関としては、①一般的な政治目標・重要課題を決定する最高機関としての「欧洲理事会」(European Council)、②立法機関としての「欧洲議会」(European Parliament) 及び「EU 理事会」(Council of the European Union)、③行政機関としての「欧洲委員会」(European Commission)、④司法機関としての「EU 司法裁判所」(Court of Justice of the European Union) 等がある。

EU の各機関は、EU 基本条約により付与された権限の範囲内で、かつ、定められた手続、条件及び目的に従って行動しなければならない。

EU の各機関の間の抑制均衡のシステムは、いまだ発展の過程にあり、今後も条約改正により変更が行われていくであろう。

なお、EU の諸機関は、似たような名称の機関が多く、また、論者によって日本語訳が異なることが少なくないため、混同しないように十分注意する必要がある。

2 欧州理事会 (European Council)

欧洲理事会は、一般的な政治目標・重要課題を決定する EU の最高機関である。但し、立法権限は有しない。

欧洲理事会は、各加盟国の元首（大統領）又は政府の長（首相）、欧洲理事会議長及び欧洲委員会委員長で構成される。欧洲理事会議長は、常任であり、任期は 2 年半である（1 回のみ再任が可能）。

欧洲理事会は、通常、3 月、6 月、10 月、12 月に開催されるほか、必要に応じて特別会議が召集される。欧洲理事会の会議の際、議長総括（EU の諸課題等についての欧洲理事会の意見の要約が記載される）が発表される⁴。

3 欧州議会 (European Parliament)

欧洲議会は、各加盟国から 5 年ごとの直接選挙で選ばれる議員で構成され、EU 市民の利益を代表する機関である。

欧洲議会の権限としては、①立法権限、②予算権限、③欧洲委員会の監督権限、④オンブズマン任命権等が挙げられる。

議員の定数は、751 名（議長 1 名を含む）であり、各加盟国の人口比を考慮して議席数が割り振られている。但し、厳密に人口に比例しているわけではなく、小国に有利な配分がな

⁴ 中西優美子著「機構と政策決定の仕組み」（植田隆子ほか編『新 EU 論』（信山社、2014 年）所収）18 頁。

されている⁵。

欧洲議会での議決は、投票数の過半数によりなされる。但し、欧洲委員会に対する不信任案の採択の場合は、投票数の 3 分の 2 の特別多数及び議員総数の過半数の賛成が必要である。

欧洲議会の本会議はフランスのストラスブールで開催されるが、欧洲議会の委員会はベルギーのブリュッセルで開催される。欧洲議会の事務局はルクセンブルクに所在する。

4 EU 理事会 (Council of the European Union)

EU 理事会は、各加盟国を代表する閣僚で構成され、加盟国の利益を代表する機関である。

EU 理事会に出席する閣僚は、案件の内容ごとに変わる（例えば、外交案件の場合は外相、環境案件であれば環境相）。

EU 理事会の権限としては、①立法権限、②予算権限、③政策決定及び調整、④国際条約の締結、⑤共通外交・安全保障政策の策定及び決定が挙げられる。EU 理事会は、欧洲議会とは異なり、共通外交・安全保障政策の分野においても重要な役割を果たすといえる⁶。

EU 理事会の事務局はブリュッセルに所在する。EU 理事会の構成員は常にブリュッセルにいるわけではないところ、EU 理事会の準備・調整を行い審議の円滑化を図るため、常設代表委員会が設置されている。

5 欧州委員会 (European Commission)

欧洲委員会は、各加盟国から 1 名ずつ選出された任期 5 年の委員で構成され、加盟国から独立して EU の目的を実現し一般的利益を追求するため、行政執行機関の役割を果たす EU の機構の一部である。

欧洲委員会の役割としては、①欧洲統合の推進、②EU 法の擁護、③EU 法・予算の執行（非立法行為の採択を含む）、④対外関係において EU を代表すること（但し、共通外交・安全保障政策及び EU 基本条約に定められている場合を除く）等が挙げられる⁷。

欧洲委員会は、原則として、EU 法の立法の提案を行う権限を独占的に有している（なお、欧洲議会及び EU 理事会は、欧洲委員会に対し、EU 法の立法の提案を行うように要請することはできる）。但し、共通外交・安全保障政策の分野については、外交・安全保障上級代表が個別に又は欧洲委員会との共同で提案を行うものとされている。また、欧洲委員会は、EU 法の施行及び遵守について職責を負う。

欧洲委員会は一体のものとして、欧洲議会に対して責任を負う。欧洲議会は、欧洲委員会に対する不信任案を採択することができる。不信任案が採択されたときは、欧洲委員会は一体のものとして、総辞職しなければならない。

⁵ 中西・前掲書 17 頁。

⁶ 中西・前掲書 19 頁。

⁷ 中西・前掲書 25 頁。

欧洲議会は、欧州委員会から提出された一般年次報告書につき、公開の会議において討議する。欧洲議会が欧州委員会に対し質問を発した場合、欧州委員会は口頭又は書面により回答しなければならない。

欧州委員会の本部はブリュッセルに所在する。

6 EU 司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)

(1) 概要

EU 司法裁判所には、司法裁判所 (Court of Justice)、一般裁判所 (General Court) 及び職員裁判所 (Civil Service Tribunal) がある。

司法裁判所の裁判官は、各加盟国から 1 名派遣される。裁判官の任期は 6 年 (再任可能) である。

EU 司法裁判所は、EU 基本条約の解釈及び適用において法の遵守を確保する職責を担っているが、共通外交・安全保障政策に関する事項については基本的に管轄権を有しない。

EU 司法裁判所の作業言語はフランス語であり、判決文がフランス語で書かれた後、他の公用語に翻訳される。

EU 司法裁判所は、ルクセンブルクに所在する。

(2) EU 法に関する訴訟

EU 法に関する訴訟は、加盟国の国内裁判所に提起する場合と、EU 司法裁判所に提起する場合のいずれもあり得る。

(ア) 加盟国の国内裁判所に提起する場合

EU 基本条約等により明確でさらなる国内措置を要しない無条件の義務を定めているときは、私は、加盟国の国内裁判所において権利を行使することができる (EU 法の直接効果)。このように加盟国の国内裁判所において EU 法上の問題が審理されるとき、当該国内裁判所は「EU 裁判所」(an EU court) となる⁸。

(イ) EU 司法裁判所に提起する場合

EU 司法裁判所における訴訟手続には、①直接訴訟、及び②先決裁定手続がある。

①直接訴訟とは、司法裁判所又は一般裁判所に直接に訴訟が提起され、審理が行われることをいう。この直接訴訟には、取消訴訟、不作為確認訴訟等がある。取消訴訟とは、欧州理事会、欧州議会、EU 理事会、加盟国等が、規則・指令・決定等の行為が、「無権限」、「重要な手続要件の違反」、「EU 基本条約等の違反」、「権限の濫用」のいずれかに該当するか否かを審査する訴訟をいう。提訴期限は、行為の時から 2 か月である。訴訟の結果、行為を取り消す旨の判決が下された場合、その効果は対世的であり、且つ、行為の採択時に遡及して無効となる。また、不作為確認訴訟とは、欧州理事会、欧州議会、EU 理事会、欧州委員会等が EU 基本条約に反して決定を避けた場合に、加盟国及び EU の他の機関が、当該不作為

⁸ 庄司克宏著『はじめての EU 法』(有斐閣、2015 年) 318 頁。

が違法であることを確認することを求める訴訟をいう。

②先決裁判手続とは、加盟国の国内裁判所が訴訟手続を一旦中断し、司法裁判所に対し、EU 基本条約の解釈又は EU の機関の行為の効力等に関する裁判を先決するよう付託し、司法裁判所が先決裁判を下した後に、加盟国の国内裁判所が訴訟手続を再開し、判決を下すという手続をいう。加盟国のいかなる国内裁判所も、先決裁判を付託することができる。とくに EU の機関の行為が無効とされるべき疑いがある場合には、必ず司法裁判所に先決裁判を付託しなければならない。加盟国の最終審たる国内裁判所は、EU 法の効力が問題となっている場合は、必ず司法裁判所に先決裁判を付託しなければならない。但し、EU 法の解釈のみが問題となっている場合は、司法裁判所に先決裁判を付託しなくてもよいことがある。先決裁判は、加盟国の国内裁判所に対して、法的拘束力を有する。とくに EU 法を無効とする先決裁判は、対世的効力を有する。また、先決裁判は、個別の事件に対する具体的なものではなく、一般的・抽象的な判断の形で示される。このことから、将来、加盟国の国内裁判所が別の訴訟の中で EU 法に関する類似の問題に直面した場合、過去の司法裁判所の先決裁判を適用することができる⁹。

III EU への加盟及び EU からの脱退

1 EU への加盟

EU に加盟するためには、加盟交渉の中で、加盟条件を満たしていることが認められる必要がある。EU に加盟できる国家は、欧州の国家のみである。よって、日本は、他の加盟条件を全て満たしたとしても、EU への加盟は認められない。トルコは、若干微妙な位置にあるが、国土の一部が欧州に属していると考えられるため、加盟交渉が行われてきた。

EU への加盟条件は、①政治的条件（人間の尊厳、自由、民主主義、平等及び法の支配の尊重、並びに少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重を遵守していること）、②経済的条件（域内市場が円滑に機能するための前提として要求される、ある程度の経済的な発展）、及び③既得事項（フランス語では「Acquis Communautaire」（アキ・コミュノテール）という）の受諾（EU が今までに発展させてきた EU 法の蓄積を無条件で受け入れること）の 3 つである¹⁰。

EU に新たに加盟しようとする国は、上記の加盟条件を満たすために、長い時間をかけて、国内の憲法・法令の制定・改廃等を行うことになる。

EU 側の加盟交渉の窓口は、欧州委員会である。欧州委員会が加盟を認めてよいと判断したとしても、その後、欧州議会における議員総数の過半数の決議、EU 理事会における全員一致の決議、既存の全加盟国における加盟条約の批准、というように、高いハードルがいくつも存在する。

⁹ 庄司・前掲書 320 頁。

¹⁰ 中西優美子著『法学叢書 EU 法』（新世社、2012 年）86 頁。

2 EU からの脱退

近時、既存の加盟国の EU からの脱退に関する報道を目にすることが多くなっている。近い将来、英国の EU からの脱退に向けた手続が進んでいくことになる。

EU 条約においては、加盟国の任意の脱退権が明示的に認められている（50 条）。

脱退の手続は、以下のとおりである。①脱退を決定した加盟国は、その脱退の意思を欧洲委員会に通知する。②EU は、欧洲委員会の定めた指針に従って、当該加盟国と交渉を行う。③EU と当該加盟国は、両者の将来の関係を考慮しつつ、脱退に関する取決めを定めた協定を締結する。④脱退協定の発効日（もし脱退協定が締結されなかった場合は、脱退通知日から 2 年経過した日。但し、欧洲理事会と当該加盟国の合意により期間が延長された場合は、この限りでない）に、当該加盟国 EU からの脱退の効力が生じる。

なお、EU 条約によると、一旦 EU から脱退した国が再加盟を求める場合は、新規加盟申請と同様の手続に従わなければならない（50 条 5 項）。

IV EU 法の法源及び通常立法手続

EU は、基本条約によって加盟国の主権の一部が EU へ移譲された政策分野においては、加盟国に代わって EU が EU 法の制定等を行い、権限を行使する。

EU 法は、加盟国の憲法及び法令に優位するものとされており、このことは、制定・改正の時間的先後関係に関わらない（EU 法優位の原則）。

以下、EU 法の法源及び通常立法手続について説明する。

1 法源

（1）第一次法（Primary Legislation）

第一次法には、EU 基本条約等の EU を基礎づけている条約、EU が第三国又は他の国際機関との間で締結した条約が含まれる。

EU 基本条約は、EU 基本権憲章とともに、実質的に EU の憲法¹¹を形作っているといえる。2009 年 12 月に発効したリスボン条約により改正された EU 条約及び EU 機能条約（両条約の附属議定書及び附属文書、EU 基本権憲章、EU 司法裁判所が依拠する法の一般原則等も含まれる）が、現行の EU 基本条約である。基本条約の締結及び改定は、各加盟国の政府による交渉によって内容が合意された後、各加盟国の議会による批准を経る必要がある。

（2）第二次法（Secondary Legislation）

¹¹ 2004 年に「欧洲憲法条約」が、当時の EU 加盟国の代表により署名された。ほとんどの加盟国では、議会の採決又は国民投票により批准されたが、フランスとオランダの国民投票では批准が拒否され、発効しなかった。

第二次法とは、第一次法である基本条約を根拠として制定される法令である。

第二次法には、以下のものがある。

(ア) 規則 (Regulation)

規則とは、加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府・法人・個人等に直接適用される EU 法である。規則の制定・改正にあたっては、加盟国の国内立法措置は不要であり、批准等の手続をすることなしに、加盟国の政府等に対して直接的に法的拘束力を及ぼし、加盟国の国内で適用されることとなる。

規則は、全加盟国に統一的な内容の法規制を及ぼすことができる点にメリットがある。

(イ) 指令 (Directive)

指令とは、加盟国の政府に対して国内立法等の措置をとることを求めるという意味で直接的な法的拘束力を有するが、法人・個人等には直接適用されない EU 法である。各加盟国は、指令で定められた期限までに、指令の内容を国内法に取り入れて政策目標を達成するための国内立法等の措置をとることが義務付けられるが、具体的にどのような措置をとるかは、指令等に反しない限り、加盟国に一定の裁量が認められる。

指令は、各加盟国が既存の法令の制定状況等を踏まえて国内立法等の措置をとればよいため、柔軟性があるというメリットがある。他方、加盟国ごとに異なる内容の措置が採られてしまうこと、加盟国が措置をとることを怠り又は不適切な措置をとる可能性があること等のデメリットがある。

規則と指令との間には必ずしも優劣関係があるとはいはず、規則が指令に必ず優位するとはいえない¹²。

(ウ) 決定 (Decision)

決定とは、多くの場合は特定の名宛人（加盟国・法人・個人のいずれの場合もあり得る）に対し、直接的な法的拘束力を有するものである。例えば、アンチダンピングや競争法に関する決定がある。

前述した規則が一般的抽象的な規範であるのに対し、決定は個別的具体的な措置であるといえる。

(エ) 勧告 (Recommendation)

勧告とは、原則として法的拘束力は無いが、欧州委員会が加盟国の政府・法人・個人等に対し、一定の行為・措置をとることを期待する旨を表明することである。

(オ) 意見 (Opinion)

意見とは、原則として法的拘束力は無いが、欧州委員会が特定の事項について意思を表明することである。

(3) 判例

¹² 中西優美子著「EU の法制度」（植田隆子ほか編『新 EU 論』（信山社、2014 年）所収）35 頁。

EU 司法裁判所の判例には、英国等における判例とは異なり、先例拘束性は無い。しかし、実際に、EU 司法裁判所の判例は、EU 法の発展に重要な役割を果たしてきた。

2 通常立法手続

通常立法手続とは、規則・指令・決定を欧州議会及び EU 理事会が共同で採択する場合の手続のことである。

通常立法手続は、基本的には、以下のような流れになる。①欧州委員会が法案を欧州議会と EU 理事会に提案する。②欧州議会において第一読会が開催され、欧州議会の意見が EU 理事会に送られる。③EU 理事会において第一読会が開催され、欧州議会の意見を審議する。EU 理事会が欧州議会の意見を承認した場合、法案は採択される。承認しない場合は、EU 理事会の意見が欧州議会に送られる。④欧州議会において第二読会が開催され、EU 理事会の意見を審議する。欧州議会が EU 理事会の意見を承認した場合又は決定を行わない場合、法案は採択される。否決した場合は、法案は不採択となる。修正した場合は、修正案が EU 理事会に送られる。⑤EU 理事会において第二読会が開催され、欧州議会の修正案を審議する。EU 理事会が欧州議会の修正案を承認した場合、法案は採択される。承認しない場合は、調停委員会が設置され、共同草案の検討が行われる。⑥調停委員会において共同草案が合意により作成され、欧州議会及び EU 理事会が承認した場合、法案は採択される。承認しない場合は、第三読会が開催される。⑦採択された法案は、欧州議会の議長及び EU 理事会の議長の署名を経た上で、EU 官報で公布される¹³。

V EU の権限行使に関する原則

EU 条約は、EU の権限行使に関する 3 つの原則を定めている。即ち、①権限付与の原則、②補完性原則、③比例性原則である。もし、これら原則のいずれかに反して EU 法行為がなされた場合、EU 司法裁判所への取消訴訟により、当該 EU 法行為は無効と宣言される可能性がある¹⁴。

1 権限付与の原則

権限付与の原則とは、EU は EU 基本条約により付与された権限及び定められた目的の範囲内で行動しなければならないという原則をいう。

例えば、環境分野に関しては、EU 機能条約が EU の行動する権限を定めている（191～193 条）ことから、EU 及びその機関は、EU 機能条約により付与された権限及び定められた目的の範囲内で行動しなければならない。

¹³ 中西・前掲書 39～41 頁。

¹⁴ 中西・前掲書 49 頁。

2 補完性原則

補完性原則とは、EU の排他的権限に属さない分野について、加盟国レベルでは十分に目的を達成することができず、EU レベルの方がより効果的に目的を達成することができるといえる場合に限り、EU が行動する権限を有することをいう。

これに対し、EU の排他的権限に属する分野については、EU のみが行動することができ、加盟国は EU からの委任が無い限り行動することはできない。

3 比例性原則

比例性原則とは、EU の行動の内容及び形式は、EU 基本条約の目的を達成するために必要な範囲を超えてはならないことをいう。

比例性原則により、指令を採択することにより目的を達成する場合は、規則を採択することはできないという結論が導かれる。また、勧告・意見のように法的拘束力のない形式で目的を達成する場合は、法的拘束力のある規則・指令・決定を採択することはできないという結論が導かれる¹⁵。

VI EU の政策分野

1 概要

2009 年 12 月 1 日発効のリスボン条約前の EU は、三本柱構造をとっていた。即ち、① 欧州共同体（EC）及び欧州原子力共同体（EEAC）、② 共通外交・安全保障政策、③ 警察・刑事司法協力の 3 本の柱であった。

リスボン条約後の EU 基本条約においては、EU 法は、① 政府間協力的性格を有する「共通外交・安全保障政策」、並びに② 超国家的法秩序としての「自由・安全・司法領域」及び「域内市場・単一通貨」に分けられる。共通外交・安全保障政策の分野では、全会一致が原則とされ、EU 司法裁判所の管轄権が及ばないとされており、政府間協力的性格が反映されている¹⁶。

本稿では、「域内市場」及び「自由・安全・司法の領域」について簡単に説明する。なお、EU 法には他にも、環境法、競争法等のように重要な政策分野がいくつも存在するが、紙幅の関係上、これらについては割愛する。

2 域内市場

(1) 概要

EU の目的の一つとして、域内市場の設立がある。域内市場を設立することにより、規模の経済を生かし、経済活動を促進することを狙いとする。

¹⁵ 中西・前掲書 48 頁。

¹⁶ 庄司克宏著『新 EU 法 基礎編』（岩波書店、2013 年）6 頁。

域内市場とは、物・人・サービス・資本の自由移動（「4つの基本的自由」）がEU基本条約に従って確保される、域内国境の無い領域をいう。

域内市場については、EU及び加盟国の両方が権限を有するが、EUが権限行使して措置をとると、加盟国は措置をとることができなくなる（専占効果）。

（2）物の自由移動

物の自由移動を妨げるものには、関税のような金銭的負担による規制と、数量制限のような非金銭的負担による規制がある。

EU機能条約により、域内市場内の輸出入に対する関税又は同等の効果を有する課徴金（例えば、検査手数料は、これに該当する可能性がある）は、加盟国間において禁止されている。域外から輸入される物品に対しては、共通関税率が定められる。

また、EU機能条約により、域内市場内の輸出入に対する数量制限又は同等の効果を有する措置（例えば、広告や販売方法に関する規制は、これに該当する可能性がある）は、加盟国間において禁止されている。

（3）人の自由移動

人の自由移動は、当初、労働者の自由移動が認められたことに始まる。労働者の自由移動を実質的に保障するために、労働者の家族の自由移動も認められた。その後、マーストリヒト条約で、EU市民の自由移動が認められた。即ち、自由移動の認められる主体は、労働者とその家族に限らず、自営業者や、学生等の経済活動を行わない者にも広げられた。

自営業者等の独立的経済活動者が自国から出て他の加盟国において開業する自由を制限することは、禁止されている。

ある加盟国において設立された法人が他の加盟国に経営中枢を移動させようとする場合は、現存の会社を解散するとともに、他の加盟国において新規に会社設立をしなければならない（但し、欧州会社（ラテン語では「Societas Europaea」（SE）という）は、この限りではない）。

（4）サービスの自由移動

EU機能条約によると、域内市場におけるサービスの自由移動に対する制限は、サービスの対象となる者がいる加盟国とは異なる加盟国に居住している加盟国国民との間では、禁止される。

（5）資本の自由移動

EU機能条約によると、加盟国間における資本の自由移動は制限してはならない。即ち、一つの加盟国から他の加盟国への投資に制限を設けることはできない。但し、租税上の理由等により資本の自由移動が制限される場合がある。

3 自由・安全・司法の領域

(1) 概要

EU の目的の一つとして、域内に境界の無い、自由・安全・司法の領域を EU 市民に提供し、その域内では、人の自由移動が国境管理・庇護・移民・犯罪防止に関する措置と結び付いて保障されることがある。

(2) 国境管理

EU 域内における人の自由移動が認められ、さらに、シェンゲン協定が締結されて、EU 域内における国境管理が廃止され、パスポート無しで域内を自由に移動できるようになると、EU の域外と域内の間の国境（以下「対外国境」という）に関する管理を統一化する必要性が高まった。そのため、EU 機能条約は、①域内における国境通過の際の人に対する管理の撤廃、②対外国境を通過する人に対する検問及び効率的な監視の実施、及び③対外国境に対する統合された運営制度の漸進的導入を規定している。

(3) 難民・移民

難民・移民政策に関しては、EU 機能条約において、庇護に関する措置（78 条）、及び移民に関する措置（79 条）が規定されている。近時の EU は、共通移民政策を進め、移民の EU 域内での移動性を高めることにより、域内の労働市場の必要に適合させることが目指されてきた。しかし、中東の紛争により難民が急増したことから、EU 域内では、難民・移民の受入政策や域内における国境管理のあり方について見直すべきかどうかの大変な議論が巻き起こっている。実際、英国の国民投票で EU 留脱派が勝利した主な原因是、EU の難民・移民政策への反対にあるといわれている。他的一部の加盟国でも、今後の議論の行方次第では、EU からの脱退の可能性が高まるおそれがある。

(4) 民事司法協力

EU 機能条約は、民事分野における司法協力について、明文で規定している（81 条）。即ち、EU は、判決及び裁判外事件における決定の相互承認の原則に基づき、国境を越えて民事分野の司法協力を発展させるため、域内市場の円滑な運営に必要である場合に措置を採択することとされている。EU の域内市場において、物・人・サービス・資本の自由移動が活発に行われるようになると、各加盟国間の国境を越えた国際取引等をめぐる紛争が増加し、民事分野における司法協力の措置をとるべき必要性が高まってくる。具体的な措置としては、①判決・決定の加盟国間における相互承認及び執行、②裁判上・裁判外の文書の越境送達、③法及び管轄権の抵触に関する加盟国間で適用可能な法規の両立性、④証拠収集に関する協力、⑤司法への効果的なアクセス等がある。

(5) 刑事司法協力

EU 機能条約は、刑事分野における司法協力について、明文で規定している(82~89条)。即ち、EU の域内市場において、物・人・サービス・資本の自由移動が活発に行われるようになると、各加盟国間の国境を越えた組織犯罪等や犯罪者の移動が増加し、刑事分野における司法協力の措置をとるべき必要性が高まってくる。刑事分野における司法協力の具体的な措置としては、①判決・決定の相互承認、②国内法の調和、及び③EU レベルでの法の統一が挙げられる¹⁷。

VII おわりに

以上、EU 法の概要を簡単に紹介したが、EU 法については、多くの日本語及び英語等の文献・論文等が、さまざまな法分野において公表されている。

本稿を読んで、EU 法全般をさらに詳しく知りたいと思った読者には、『はじめての EU 法』(庄司克宏著、有斐閣、2015 年) が、最新の内容が盛り込まれており、初学者向けで分量としても多すぎず、便利であろう。

また、EU 法に限らず EU 全般について概説したものとして、『新 EU 論』(植田隆子・小川英治・柏倉康夫編、信山社、2014 年) もある。これは、放送大学大学院科目「EU 論」のテキストを改訂したものであるため、一般読者向けに平易な記述がなされており、分かりやすい。

EU に関しては、英国の EU 離脱やギリシャ危機の問題が大きく報道される等、今後も予断を許さない状況にある。EU 法は、常に変化しており、また、極めて複雑な体系を有する。EU 法と日本法とでは異なる点も数多く、日本人にとって、EU 法を理解することは困難である面がある。

しかし、EU の法制度は人類の叡智の賜物であり、EU の法制度の先進的な内容が世界各国の法制度に与える影響力の大きさ等を考えると、今後も、EU の法制度の動向については引き続き注視していく必要性が大きいといえよう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.1』(国際商事法研究所、2017 年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第 52 回 欧州連合」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ 中西優美子著『法学叢書 EU 法』(新世社、2012 年) 301 頁。